

令和3年度第2回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和3年8月24日(火) 午後6時30分～午後8時10分 オンライン開催
出席委員	<p>会長：西浦 定継(学識経験者/明星大学建築学部教授)</p> <p>副会長：小池 孝範(学識経験者/弁護士法人ENISHI)</p> <p>委員：亀山 孝一(事業者団体関係者/日野市商工会理事)</p> <p>委員：糟谷 敏美(事業者団体関係者/日野市商工会理事)</p> <p>委員：田辺 真樹 (労働者団体関係者/全建総連東京都連日野地区協議会)</p> <p>委員：伊羅胡 和哉 (労働者団体関係者/連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会)</p>
<p>【次第】</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 労働報酬下限額(委託)について</p> <p>(2) 労務台帳(委託)について</p> <p>(3) 事業者向け説明会について</p> <p>(4) 令和2年度工事の運用状況について</p> <p>(5) 事業者ヒアリングについて</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>	
<p>2. 議事</p> <p>(1) 労働報酬下限額(委託)について</p>	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年10月1日改定の最低賃金の答申が公開されたことに伴い、令和4年度の委託における労働報酬下限額決定に関する課題について説明。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低賃金は予想通り引き上げが決定したが、人事院勧告では引き上げがされなかった。しかしながら、来年度の最低賃金の改定の際に労働報酬下限額を上回ることが明確な会計年度任用職員の時給換算額を基準とした金額を下限額として設定するのは条例の主旨としていかがなものかと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>上の意見に同意。</li> <li>前回の審議会で話し合った通りの算出で1,075円とすべきではないか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>市としてはなるべく会計年度任用職員の時給単価を超えないような金額で設定できないかと考えている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>先に出た意見通り進め、その中で主管課の意見などを反映して修正し着地点を見つけていくのがいいのではないか。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日野市の財政状況などもわかるが、我々公契約審議会の立場としては会計年度任用職員の時給単価に縛られるべきではないと考える。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回審議会で決定した考え方の通り、令和3年度の基準額1,047円に令和3年10月の最低賃金引き上げ額を加えた1,075円で答申をするということによるのか。</li> <li>→異議なし</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月給制である会計年度任用職員の時給単価と比較することへの意味合いはあるのだろうか。</li> <li>・短期雇用かつ最低賃金で働く方をどう守っていくかということが公契約条例の基本的な考えとしてあるので、類似業務だからと月給制の会計年度任用職員の給与と比較することに重きを置くと迷走をする気がする。</li> <li>・人事院勧告は民間の動向を追って反映される。民間の給与の動向に遅れて公務員の給与に反映されるので、あまり会計年度任用職員の給与と比較することに重きを置かずに考えていければと思う。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後そのような意見についても踏まえて考えていければと思う。</li> </ul>
(2) 労務台帳(委託)について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回審議会での意見を踏まえて台帳案を作成。</li> <li>・台帳の様式と作成・提出のタイミングについてご意見をいただきたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台帳については分かりやすく、事業者の手間も少ないのでいいと思う。</li> <li>・提出時期については初回に1回と、最低賃金の改定後の10月以降に中間期として2回出してもらった方がいいと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2回の提出がいいと考える。2回目は同じく最低賃金改定後とするべき。</li> <li>・最低賃金が労働報酬下限額を上回ることもあり得るので、事業年度開始の時と中間として10月の最低賃金の改定後に出してもらった方がいいと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年契約の場合はどのように考えるのか。1年ごとで2回なのか。複数年で2回なのか。</li> <li>・複数年で考えるなら、2回とするよりは2年目以降は11月、12月に提出という形にすべきかと思う。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在工事の契約においては複数年にまたがる契約においては契約当初の下限額を適用し、契約期間の間に2回の提出としている。</li> <li>・委託の契約に関して現在条例の対象となる予定のものはすべて単年度の契約だが、今後対象契約の中に複数年契約が出てきた場合には契約当初の労働報酬下限額を適用するのか2年目以降は改定後の下限額を適用するのかという問題が出てくると考えられる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 年目以降に改定した下限額を適用した場合、当初契約時に契約期間中の賃金の上昇をどのように見込んでいたかによっては当初契約額では履行できないという問題が出てくるのではないかと考えられる。</li> </ul>
会 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託も工事と同様に運用すると支障が出るのか。</li> </ul>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数年契約についての課題は、条例の適用対象を指定管理へと広げていく話の当初から上がっていた。</li> <li>・ 指定管理は大抵が複数年で協定を締結しているが、先に導入している市では最低賃金の引き上げに伴って協定締結時の労働報酬下限額を最低賃金が超過してしまっており、今後どうしていくべきか課題となっている。</li> <li>・ 日野市においても指定管理へ適用対象を広げる際や、委託の対象契約内に複数年契約が出てきた場合に同様の問題が起きることが予想される。</li> <li>・ 最低賃金が毎年大幅に引き上げられるなかで、数年前の契約金額では履行できないということも出かねない。毎年契約を見直すことや金額を変更することは難しいと思うが、当初契約時に見直しの条項を入れるなど何か可能な手立てがないか事務局には情報を集めてもらい、複数年契約の運用と同時に今後の審議会で検討をしていきたい。</li> </ul>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省のスライド条項なども参考に検討してもらいたい。</li> </ul>
会 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台帳に関しては、事務局から提示のあったフォーマットで契約当初と最低賃金の改定後の 2 回提出してもらおうということで良いか。 →異議なし</li> </ul>
(3) 事業者向け説明会について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託事業者向けの説明会について、説明会への参加事業者数と当日資料について事務局から報告</li> </ul>
委 員	→了承
(4) 工事の運用状況について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 2 年度に契約を締結した条例対象工事の台帳の提出状況や確認内容等を報告</li> </ul>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当工事の中に下請け業者で個人 24 者が含まれているものがあり、これまで施工台帳上にあまり表れてこなかった一人親方と呼ばれる労働者についてもしっかりと手続きや記録がされていることが目に見える形で確認できるのが素晴らしいと思う。</li> <li>・ 多くの市内下請け業者の活用が進んでいないことは課題だが中には望ましいレベルで実現している工事もある。今後も台帳から状況を確認し、引き続き公契約条例がよりよいものにしていけるよう周知を継続していきたい。</li> </ul>

(5) 事業者ヒアリングについて	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者ヒアリングを進めるにあたっての確認事項について説明。</li> <li>・ヒアリングにおいて必要な配慮、実施時間についてご意見いただきたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の心理的負担を軽減するためにもある程度質問内容を決めて先方に伝える必要があるかと思う。</li> <li>・ヒアリングは監査的に行うものではないので、来てくれる方の役職や立場に応じて運用の中で感じたことを聞ければと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主を対象にするか、現場で働く方を対象にするかも課題かと思う。</li> <li>・実際に現場の労働者が時間を割いて来てもらうのはなかなか難しいかと思うので、比較的自由の利くであろう事業主を対象に制度への理解や周知に関して聞くことを審議会として優先することかと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主に対して制度がきちんと運用されているか、大変なことや改善点はあるかといったことを聞くのがいいと思う。加えて呼ぶとしたら台帳作成の事務を担当した人くらいまでであれば苦労した点が聞けるのではないか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主や事務担当者に来てもらうという意見もわかるが、公契約条例の守るべきところとなる若手労働者について全く話を聞かないのはいかがかなという意見。ヒアリング協力者への謝礼予算を確保したうえで協力していただける会社には若手職員へのヒアリングも実施していただきたい。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリングは声をかけた事業者の中から協力してもらえる方の人数に合わせて次回審議会の前に実施する。</li> <li>・質問内容については事前に委員から事務局へ提出する。 →異議なし</li> </ul>
(5) その他	
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回審議会でヒアリングと同時に話に上がった現場を見に行くという話はどうなっているか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリング対象事業者に依頼をすると考えていた。併せて進めていきたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年の審議会において、人を雇うために必要な経費を公契約条例に組み込んでいければという話を提案させていただき、各団体で意見交換をしていただければという話をした。それから1年経過したので改めて次回以降そのことについて資料を持参するので審議会で議論していきたい。</li> </ul>